

指定標準					
適用区域	主な地域区分	容積率 %	都市施設の整備	集団、路線数の別	用途地域の変更に当たり り導入を検討すべき事 項（注）
1 近隣商業地域では許容されない商業施設が多く立地している区域で高度利用を図ることが不適当な区域又は道路幅が狭く高度利用を図ることができない区域若しくは高度利用を図る必要がない区域	中枢広域 新都市生活 多摩広域	200 300	未完 完成	集団又は 路線式	用・敷
2 近隣商業地域では許容されない商業施設が多く立地している区域で、高度利用を図る区域	中枢広域 新都市生活 多摩広域	400	——	集団又は 路線式	
3 幅員20m以上の幹線道路沿いの区域	新都市生活 多摩広域	400 500	——	路線式	
	中枢広域	500 600	——		
4 年間の乗車人員がおおむね500万人から1,600万人（多摩地区は200万人から1,000万人）程度の駅周辺区域 活力とにぎわいの拠点、枢要な地域の拠点若しくは地域の拠点の周辺又は生活の中心地の商業・業務施設等の立地を図る区域	中枢広域 新都市生活 多摩広域	200 300 400	未完	集団	
		500	完成		
5 年間の乗車人員が1,600万人（多摩地区は1,000万人）を超える駅周辺区域 活力とにぎわいの拠点、枢要な地域の拠点又は地域の拠点の区域	中枢広域 新都市生活 多摩広域	500	未完	集団	
		600 700	完成		
6 中核的な拠点の区域又は中核的な拠点の周辺の区域	多摩広域	500	未完	集団	
		600 700	完成		
7 活力とにぎわいの拠点で、複数路線の鉄道が結節し、特に交通利便性の高い駅周辺で、交通結節機能を強化する都市基盤が整備された区域又は整備されることが確実な区域	中枢広域	800	完成	集団	
8 中核的な拠点の区域で面的な基盤整備を図る区域	多摩広域	700 800	——	集団	
9 区部中心部の中核的な拠点の区域 中核的な拠点の区域で、面的な基盤整備を図る区域又は幅員25m以上の幹線道路沿いの区域	中枢広域（中央 環状線内側）	600 700 800 900	——	集団又は 路線式	
10 区部中心部の中核的な拠点等で、周囲が4車線以上の主要道幹線道路網により区画され、複数の鉄道が結節するなど、公共施設の整備水準が極めて高く、一定規模以上の敷地が連続して街区を構成している区域	中枢広域（中央 環状線内側）	1000 1100 1200 1300	——	集団	
11 中核的な拠点の周辺の区域で、広域な商圏を持つ商業地の区域又は幅員20m以上の幹線道路沿いの区域	中枢広域（中央 環状線内側）	500 600 700	——	集団又は 路線式	

（注） 用途地域の変更に当たり、指定標準の内容に応じて原則として用途地域又は地区計画等で導入を検討すべき事項及びその凡例

敷：敷地面積の最低限度 壁：壁面の位置又は外壁の後退距離 容：容積率の最高限度
用：建築物等の用途制限 高：高さの最高限度 環：環境形成型地区計画